

の範囲内において、補助金を交付することができる。

耐火建築物の部分を指定したときは、これを官報で告示しなければならない。

補助金額の限度

第七條 前條第一項の規定により国が地方公共団体に対しして交付する建築費の差額の四分の一に相当する額に補助の対象となる耐火建築物の床面積の合計を乗じた額以内とする。但し、当該耐火建築物を建築する者が地方公共団体以外の者である場合には、地方公共団体が建築主に対しして交付する補助金の二分の一に相当する額をこえることができない。

2 非常災害に因り多数の建築物が滅失した市町村において、第四條第一項の規定により指定した防火建築帶の区域で政令で定めるもの内においては、前項の規定は、非常災害の発生した日から一年間に限り、同項中「四分の一」とあるのは「三分の一」と読み替えて適用する。

3 第一項の標準建築費は、地域別及び構造別に建設大臣が定める。(補助金交付の取消、停止又は返還)

（一）補助金を補助の目的以外に使用したとき。

（二）補助に係る耐火建築物が建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律又はこれに基く命令若しくは条例（建築基準法第七十五條の規定による建築協定を含む。）の規定に違反して建築されたとき。

（三）正当な理由がなく、補助に係る耐火建築物の建築工事が地方公共団体から建築主に対して補助金交付の通知があつた日から三月以内に着手されないと、又はその完了が著しく遅れたとき。

（四）前各号の外、当該建築主がこの法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらに基く地方公共団体の長の处分に違反したとき。

必要な指示を行い、報告書の提出を命し、又は職員を指定して、当該補助に係る耐火建築物又は関係の物件若しくは設計図書その他の書類を実地検査させることができること。

2 前項の規定による実地検査において、現に居住の用に供している建築物に立ち入ることは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならぬ。

3 第一項の規定により実地検査に當る職員は、その身分を示す証票を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 前項の規定による証票の様式は、建設省令で定める。

(防火建築帯の区域外における防火建築物に対する地方公共団体の補助)

第十一條 地方公共団体は、防火建築帯として指定されていない区域においても、当該市町村における防火上有効な耐火建築物の建築を促進するため必要があると認める場合においては、当該耐火建築物の建築について、補助金を交付することができる。

(防火建築帯の区域内における土地の使用)

第十二條 防火建築帯の区域内において、その全部又は一部につき、

物がある部分で、防火建築帶の効用を著しく害する虞がないと認めた部分を除く。)について、当該区域内の土地の所有者、当該土地の借地権者(当該土地を賃貸している者を除く。以下同じ。)及び当該土地にある建築物の賃借権者の總数のそれぞれ三分の二以上の申出に基き、当該地方公共団体が自ら地上階數三以上の耐火建築物を建築しようとするときは、当該耐火建築物の敷地として必要な土地を使用することができる。

2 前項の規定により地方公共団体が土地を使用しようとする場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聞く。以後に、当該耐火建築物の建築計画につき建設大臣の承認を受けなければならぬ。

3 第一項の規定による土地の使用については、この法律に別段の定がある場合を除く外、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定を適用する。

4 地方公共団体の長が第二項の規定による建設大臣の承認を受けようとするときは、建設省令で定められた様式に従い、建築計画に係る区域(以下「起業地」という。)及び耐火建築物の建築を必要とする理由

ついて、前項各号の一に該当する事由があると認めて、当該建

の目的を最もよく達成するため、

当該地方公共団体の長が特に緊急に防火建築帯を造成する必要があ

決をあわせてしようとする場合であります、且つ、左の各号の一に該当するときは、特別の事情がある場合を除く外、それぞれ当該各号に定めるところによらなければなりません。

一 建築物の賃借権者の要求に係る部分が土地の所有者の第十五條の規定による要求に係る部分より大である場合においては所

有者の要求に係る部分の全部を含む部分について、小である場合においては所有者の要求に係る部分内について、それぞれ賃借権(前條の規定による借地権者の要求があつて、且つ、その

要求に係る部分と重複する部分

について転借権)

二 建築物の賃借権者の要求に係る部分が土地の所有者の前條の規定による要求に係る部分より大である場合においては所有者の要求に係る部分の全部を含む部分について転借権、その他の

部分については賃借権、小であ

る場合においてはその要求に係る部分内について転借権

三 建築物の賃借権者の要求に係る部分が借地権者の前條の規定による要求に係る部分より大である場合においては借地権者の要求に係る部分について行う耐火建築物の一部等の提供の要求

(損失の補償にあわせて行う耐火建築物の一部等の提供の要求)

第十九條 第十九條の規定により耐火建築物の一部等をもつてする損失の補償の裁決をする場合においては、起業者は、當該補償金に相当する金額を起業者が担保として提供すべき旨の裁決をあわせてしなければならない。

(敷金の払渡)

第二十條 起業者は、第十二條第一項の規定により土地を使用する場合においては、使用の時期までに、三年分の借賃に相当する金額を、敷金として、土地所有者に払い渡さなければならない。

第十九條 第十九條の規定による耐火建築物の一部等をもつてする損失の補償の裁決をする場合においては、起業者は、當該補償金に相当する金額を起業者が担保として提供すべき旨の裁決をあわせてしなければならない。

第二十一條 第十九條の規定による耐火建築物の一部等をもつてする損失の補償の裁決をする場合においては、起業者は、當該補償金に相当する金額を起業者が担保として提供すべき旨の裁決をあわせてしなければならない。

(賃受権)

第二十二條 起業者が、正当な理由がなくして、使用又は収用の時期から一年を経過しても耐火建築物の建築工事に着手しないときは、土地を使用され、若しくは収用された者は又はこれらの者の包括承継人は、収用委員会の確認を得て、起業者がその土地の所有権に対し支払った補償金に相当する金額を起業者に提供し、又は前條第一項の規定による起業者が提供した担保を取得する権利を放棄して、その使用された土地の返還を求める。

建築物の一部の所有権又は賃借権若しくは転借権(以下「耐火建築物の一部等」という。)をもつて損失を補償することを要求する場合においては、当該要求をする者が当該補償金に相当する耐火建築物の一部等のみでは經濟上利用の価値がないものと認めるときは、損失の補償に係る耐火建築物の一部等との差額に相当する金額を支払うことの條件として、利用上必要なことを条件として、利用上必要な限度において、当該損失の補償に係る耐火建築物の一部等に追加して他の耐火建築物の一部等を提供することとを損失の補償とあわせて要求することができる。この場合において、収用委員会は、その要求が相当であると認めるときは、当該差額に相当する金額を支払うべき時期を定めて、耐火建築物の一部等に追加して当該他の耐火建築物の一部等を提供することとを損失の補償とあわせて裁決しなければならない。

第二十一條 第十九條の規定による供託をしに第一項の規定による供託をしないときは、収用委員会の使用又は収用の裁決は、その効力を失う。

第二十二條 第十五條から第十八條までの規定により耐火建築物の一部等をもつてする損失の補償の裁決を受けた者は、耐火建築物の該部分の建築工事が完了し、建築基準法第七條第三項又は第十八條第七項の規定による検査済証の交付があつたときは、当該耐火建築物の一部の所有権又は借家法(大正十年法律第五十号)に規定する賃借権若しくは転借権を取得する。起業者は、前項の規定による検査済証の交付があつたときは、当該補償金に相当する金額を起業者が担保として提供すべき旨の裁決をあわせてしなければならない。

第二十三條 正当な理由がなくして、起業者が第十五條から第十八條ま

での規定による裁決に係る耐火建築物の部分の建築工事をその完了すべき時期までに完了しないとき、又は前條第二項の規定による引渡ししないときは、損失の補償の裁決を受けた者は、収用委員会の確認を得て、当該建築工事又は引渡が延滞したことにより受けた損害に相当する額を、第二十一條の規定により起業者が提供した担保の全部又は一部について、取扱うことができる。

第二十四條 起業者は、前條第二項の規定による引渡をしたときは、収用委員会の確認を得て、第二十一條第一項の規定により提供した担保を取り扱う。

第二十五條 第十九條の規定により差額を支払うこととを条件として耐火建築物の一部等を提供することを裁決しようとする場合においては、その要求が相当であり、且つ、起業者に甚しく損害を与えないものと認めた場合に限り、耐火建築物の一部等を提供することとを損失の補償とあわせて裁決することができる。

第二十六條 収用委員会は、第四項の規定による要求に対して耐火建築物の一部等を提供することを裁決しようとする場合においては、その要求が相当であり、且つ、起業者に甚しく損害を与えないものと認めた場合に限り、耐火建築物の一部等を提供することとを損失の補償とあわせて裁決することができる。

第二十七條 起業者は、前條第二項の規定による引渡をしたときは、収用委員会の確認を得て、第二十一條第一項の規定により提供した担保を取り扱う。

第二十八條 第十九條の規定により差額を支払うこととを条件として耐火建築物の一部等の提供を受けた者が、正当な理由がなくして、その裁決に係る差額をその支払べき時期までに支払わなければ、起業者は、収用委員会の確認を得て、第二十一條第一項の規定により提供した担保を取り扱う。

第二十九條 第十九條の規定による担保の取扱いもどすことができる。

第三十條 第十九條の規定による担保の取扱いもどすことができる。

建築物との標準建築費の差額の三分の一であります。一般にはこれを国と地方公共団体と半々に負担いたすことになります。但し、災害の場合には、補助率を大きくして、建築する者の負担を軽減する措置がとられておりま

○松本委員長 本案に關します質疑は、後日に譲ることにいたします。

○前田(美)委員 公共工事の前払金保証事業に関する法律案に関しまして、若干の質疑をいたしたいと思いますが、まず第一にお尋ね申し上げたいのは、この法律案は、公共工事の適正な

ます。この場合には地方公共団体の長が、その土地の使用権が認められます。が、その土地の所有者または居住者等には、特に新たに建てられた耐火建築物の所有権や賃借権を優先的に認め、関係者の権利を保護する措置がとられております。

火建築物に対しては、古岡村ほかが要
と認める場合には、固定資産税を軽減
し得ることとして、耐火建築の一層の
促進を期しております。

なお附則においては、本法案と関連
して、建築基準法の一部を改正し、防
火地域内の増築等に対する制限並びに
防火地域及び準防火地域内における建
築率を若干緩和してこの制度の普及を
はかることといたしました。

この際申し添えておきますが、本法
案実施に要する経費は、本年度分とし
て二億円がすでに本国会を通過し、成
立しております。

以上が本案の提案理由と内容のあら
ましでございます。何とぞ十分に御審
議の上、すみやかに御可決あらんこと
をお願いする次第でござります。

○松本委員長 次に公共工事の前払金保証事業に関する法律案、内閣提出第一五〇号を議題といたします。前会に引き続き質疑を継続いたします。前田榮之助君。

○前田(榮)委員 公共工事の前払金保証事業に関する法律案に關しまして、若干の質疑をいたしたいと思いますが、まず第一にお尋ね申し上げたいのは、この法律案は、公共工事の適正な施行に寄与する必要から提案されたのであります。現在公共事業のみならず一般事業についても、現行の状態においては、幾多弊害があるとされておるのあります。この弊害の最も重大な点がこの法案ではたして是正されるかどうかという点については、若干の疑問があると思うのであります。そこで土木工事の請負制度であります。現在請負制度は、主要な部分については二重、三重の下請負等は禁ぜられてあるが、はなはだしきに至つては、先般長野県において当委員会の調査においてこれが抜かれておるという事実も上つた歴史があるのであります。実際表面にもその実際工事に利用される費用が三分の一程度であつて、中間において最も重要な問題であつて、従つてこういう弊害がある、これらをどうするかという問題が現われておらない点において幾多のそういう工事施工の面においての取締りを現実にどう取締るか。こういう問題が

は当局の責任ではありまするが、たゞ法律さえつくれば何でもいいのだといふような態勢はとるべきものではないのであつて、実際に工事が適正に行われて、しかもりつぱな成果が上げられるといふことにならなければならぬと思うのであります。従つてこういう請負制度の改革をいかににするか、いかにしたならばそういう弊害が除去されるか、こういう点についての当局の御所信をお伺いいたしたいのであります。

○滋江政府委員　お答えいたしました。

この請負業者の経営その他につきましては、御承知の通り現在建設業法としては、下請制の改善といふこと、下請の問題は非常に重要な問題でございまして、この下請制といふ制度はこれを明らかに禁止いたしておりますのであります。建設業法の規定といたしましても、一括の下請といふ制度はこれを明らかに禁じいたしております。従いましてそういう一括下請をしておるような場合におきましては、これは建設業法にも抵触するのであります。従いましてそなへては、たゞいま御指摘になりましたように、この一括下請によるような場合に監督処分ができる前になつておるのであります。そこで私どもいたしましては、ただいま御指摘になりましたように、この一括下請によるような場合における最も嚴重な監督処分をいたすことになつてしまつて、現在までにおきましては、件数全部が全部といふわけでござります。ここに御披露申上げます件数全部が全部といふわけではございませんが、その中の若干の部

為といひますか、下請ではなしに談合取りという昔からこの業界のつきものがあるのであります。これについて點をもつてこれらを監督、是正をするかといふことにして、建設省はどういう手段をとられておるか。こういう点をこの際明らかにいたしていただきたいのであります。

○滋江政府委員 入札請負にからみます談合の問題も、これまた十分御承知になつておられます通り、請負制に関連する非常に重大な問題でございまして、私どもいたしましてもこれを一刻も早く払拭するよう持つて参りました。いふうに考えておるわけであります。そこで現在までとつております。した方法は、先般も申し上げましたけれども、入札を合理化する方法、制度を立て行くべきではないかという考え方であります。御承知であろうかと存じますが、請負業者のダンピングに対する考え方方に立ちまして、一つの客観的な標準によつて格付けをして、入札上の競争は公正な立場で行われる方向に逐次持つて参るべきだという考え方方に立ちまして、これは業界ないしは専門の学識経験者等、これには発注者ももちろん参加しておりますが、その集まりであります中央建設審議会等の意見を参考いたしまして、そういう制度を考え、入札の不明朗な形を避けるということをいたして参つたのでございます。しかしこれは談合問題に対する直接の解決方法には必ずしもなつておるとは申

し上げかねるのでございます。そこで
談合問題が法規的にはどういう形で抵
触して参るかと申しますと、これは一
つは刑法上の問題としまして、公務執
行妨害という規定に該当するかと私ど
も考えております。それから建築業法
の建前といたしましては、これも同法
によりまして建設業者が請負に関して
不誠実な行為というようなことがござ
いますが、この談合自体がきわめて不
誠実な行為であるというふうに考えら
れますので、この條項の発動によつて
処分をする。従つてその処分の結果と
いたしまして、あるいは営業の停止、
あるいは登録の取消しということが考
えられるわけであります。ただ遺憾な
がら過去におきまして談合問題を徹底
的に究明することは非常に困難を感じ
ておりますことは、実際問題として
事実が証明し得る程度にはつきりつか
むことがなかく、困難でございますの
で、そういう点からいたしまして、談
合問題を徹底的に解消し得るほどに十
分な監督が行われてないという点につ
きましては、私どもいたしましては
まだ／＼努力する必要があると考えて
おる次第でございます。

ありますが、この保証会社は今のところ東京と大阪と二つの会社ができる見込みであり、またそういうことを期待されておるようであります。しかしながらこれは他のそういう條件を具備いたしまして、会社を設立するものがいました場合には、これをさしめる何らの根據もないと思ひます。全国に四つあるうが五つあるうが、そういう場合には会社の設立を認めなければならぬと思うのであります。そういう場合において私が危惧するのは、いわゆる自由党の政策の根幹といいますか、現在の情勢から考えますと、一般産業界におきましても金融資本財閥がややもすると産業を支配する傾向に現在なつておる。従つてこういう公共工事につきましても金融の保証ということになりますと、やはり銀行業者等の金融界、土木工事に対する経験知識等のない、ただ金融を支配する能力はあるといふようなものが業界のうしろにおつて支配するのじやないか、こういうことはわれくが看過することのできない問題であります。たとえばどういう貸出し等において、損失等のほとんどない、利益が相當に確実に見られるという好條件の保証会社に銀行業者が乗り出して参りまして、九州にもできる、北海道にもできる、あるいはまた四国にもできるというようなことがあります。これはすなわち金融界がこうした事業界を支配する傾向になる。こういうものに対してもこれが適当であると考えられるのかどうか、またそういうふうな傾向については、銀行業者の

出資等について制限を加えるというような御意思があるかどうか、こうなれば点についての御所見をお伺いしたいのです。

○滋江政府委員 前段にお尋ねのごとくいました予定価格の漏洩問題でありますが、これが談合を誘発する一つの原因でもございます。その点は発注官庁の立場にある者としては十分注意をしなければならないのは当然のことであるというふうに考えております。またこれは業界側の自衛ももちろんであります。しかしこの漏洩もかなりそういう事実があるということを私どもも耳にしておりますので、従いましてこれも発注官庁の立場ないしは建設省の立場で申しますれば、補助金をもつてする補助事業等の関係におきましては、この補助金の使途の上からも十分予定価格の漏洩について嚴重な警告を従前よりお發しておりますし、今後といえどもなおその点は注意いたして参るつもりでございます。

第二にお尋ねになりました金融機関との信用保証会社との関係の問題でございますが、ただいま御指摘になりました通り、この法律では一つの登録条件に合致いたしております限りは、この会社の設立を幾つかに限定するという処置はとられておりません。従いまして現在全国二社案というものを一応この問題に非常な関心を持つておりますが、業界方面においてはもろみつござりますが、しかし今後においてなぞそれ以外に会社設立の試みが出来ないとは保証できないのでござります。ただ会社運営自体におきまして、金融資本との関係については私どもこの法律案を立案いたしました際に非常に

検討をいたしました問題の一つでございましては、相当に中小業者の場合におきましては、相当地理的の無理をしてでもどうしても金融の道をつけなければ、この着工の資金を確保するに非常に困難である。従いましてその結果として金融が百パーセント確保できない場合には相当の無理をしなければならぬ。またそのため割高な材料の買付もしなければならぬ。そういうことがひいて工事自体の価格に影響もいたしますし、工事の質にも相当の影響をしております。この根本は、やはり金融機関の建設業自体に対する信用の認識に非常な、何と申しますか、私どもの考えておるところで、は実情の把握について足りないという点もござりますし、またそういう点について監督の立場にあります建設省としても、まだ十分な業界との連絡等がないといふふうらみもないではないであります。しかし今回こういう信用保証会社を設立した目的の一つは、やはり業界自身のことについて——もちろんこれは調査もいたしますが、相当の理解があり、しかしてなおこれが金融的な措置の上にもプラスになり、現存の金融機関に依存する体制よりも数歩前進するという建前において考えられたのでございまして、そういう点だけおきまして私どもとしては、今後の運営につけても従来の金融機関に依存しておつた体制と何らかわりない形でこの会社が運営せられるようすることにつ

○前田(鷹)委員 私はそういう点につきましては、この保証会社設立の條件といたしまして、金融業者の出資率といふものに一つの制限を加えるべきではないかと思うのであります。業界の事情、それから業界の人々の個々の信頼度、またそれら工事を行う点での信用、用、あるいは点でいかに誠意を持って工事を行う事業家であるかどうかということが十分理解できなければいいのであって、ただ金さえそろえばよろしいというような点での保証といふ建前をとることに弊害が起ると思うのであります。従つてそういう点では一つの保証会社の出資率については、金融業者が大多数の株を持つて業界を左右する、こういうことになつた場合において弊害が起るのはないかと考えるのでありますし、そういう点でこの保証会社は、業界に対して理解のある運営ができるような土台をつくつてやらなければならぬと思う。この点についての御所信をお伺いいたしたいのであります。

きわめて合理的であり、好都合である。こういうこともあることはわれわれも認めるのであります。それと同時に、自己資産やその他の面で、つまりそれが單なる人の保証というようなことがありますと、この保証人の取扱い選択またはその認定、こういうものに困難な事情もあるとは思いますが、そうでなしに、いわゆる不動産等の抵当物件等によるところの保証ということになりますと、そう大して困難ではないと思うのであります。なるほど、運営資金というようなものをすぐには持つておらないでも不動産は相当持つておる、こういうものでありますながら、保証会社に保証してもらつてそこに幾分かの利益を割かれれる。こういうことは事業者を保護するやうでない。またこういう社会的にも信用のある、また資産的にも信用の置けるものを、しあてこういう保証会社によつて保証してもらわなければならぬ。こういうよう一本建てでなしに、私は、この法律を二本建にして、保証会社によつてもこの前渡金制度を利用できる。また一面資産等のあるもの、または業界のきわめて円満な組合等がつくられて、ともどもに保証し合つて、おれの資産も使つてくれ、君の資産も使おう、こういうように業界がきわめて円満な状態で共同動作のできるようなものは、これを利用してやる、こういうことが必要なのではないかと思うのであります。もちろん現行におきまして、そういう方面を民間等においてもやつてはおるのであります。が、こういう点についてはいろいろ現行やつておるやり方について不都合な点があるような御説明がありました。が、それはなるほどそ

いう点もありましょうけれども、この点をもつと努力して、業界の人々のうちに合理的に適正な方法に実現するうことをはじめて今まであまり成績よくないから、そんなことは努力しても、保証会社をつくりさえすればいいのだ、こういうような一般的なやり方というものは、業界のためにも、また今日の金融の非常な困難の場合においても、親切が足りない、たのめが足りないといふことになる」と私は思うのです。それでこれを自分たちの資産やその他の共同信用等におけるこの方法も併用してやつてはどんか、こう考えるわけですが、この点に対する御所見をお伺いいたします。

て、これについて依然としてやはり坦然と在の姿における金融機関に依存するという方向がとられざるを得ない、そういう場合におきまして、たゞいまお述べになりましたような業者の自己資産あるいは共同信用組織というものの活用も十分考えられていいと思いますし、またかりに前金払いの信用保証をいたすにつきましても、業者の持つておられる自己資産あるいはそういう信用の度合いといふものが一応のやはりあります。そこでこの信用保証会社ができるために、もう他の方法についてはあるゆるもののがこれだけを一辺倒に頼つて問題を解決して行くというふうな仕組みになるとるべきものでもないというふうに私どもは考えておるのでござります。

会社によつて保証せしめるというようになことになつたのであります。しかしながら千人に一人、百人に一人にいたしましても、自己の不動産等を抵当に入れて、これが間違ひなくその資産の信用からいつて、前払金等について工事施工者に迷惑をかけないといふ見通しのある人もあるに違ひない。そういうものも、そういう保証ができた場合においては公共事業におけるところの前払金を実施されるかどうか、こういう点について伺いたい。

しては、これは大業者等におきましても必ずしもこういう他の信用保証事業会社の信用力を求めて自己信用を増強しまして、前金払いを受ける必要はない。現にそういう声も実は出でるのでございます。しかしそういうことでありますれば、結局落ちこぼれになつて行く。前金払いを非常に自己で生産、自己資本では困難とする、いわゆる資力に乏しい、そういうものがこの信用保証事業会社に入つて行く、そのため結果は信用保証事業会社としては非常に信用力が薄いと同時に、それによりまして危険性の多い、つまり業者の信田のみに専念して行かなければならぬという結果にもなることがあるのですから、事業会社の経営自体を成り立たせ得ないといふ結論になつて来るのではないのかというふうに思うのであります。信用保証事業会社の一つの目的といつますところは、やはり保険の制度と同じくいつてございまして、これは引き合いで信用力の薄いものもあり、強いていふのもあり、彼此相カバーして一つの保険の制度と同じように、これを一つのブルーに入れ、そうして信用力を有する個体としてふやして行く、こういう構成の上に立つておる。そういう意味合の上に立つておる。そういう意味におきまして、私どもは信用保証事業会社の保証事業を成り立たせる上において、それから終局的な意味の、建設費全体の信用力、ことに大企業者のみを中心におきまして、不可能ではないか、こういうふうに考えております。

の説明といたいへん矛盾いたしております。今、業界の大分思つて工事をスムーズに行わしめる、これが乏しい。従つて、こういう人々に金融の道を適正に開いてやつて、それによつて工事をスムーズに行わしめる、こういうことでなければならぬといつことであつたように承つておるのであります。そういたしますと自己資産等によるところの信用のある人は業界に少くて、むしろそうでない方が大多数を占めておるという現状であるといふことなのであります。業界の中で少々はそういう自己資産等の人を認めるといふことがあつても、大多数の人はそれにたよることができない。たよれない人はこういう保証制度によつて前払金制度の利用によるところの工事施工を行わしめる、こういうことでなければならぬ。従つてこの制度とそれから物の保証をする制度と併用したからといって、その会社の設立ができなくなるというお譲りは当らないと私は思う。もしそうだといたしますならば、この会社を設立するために健全な事業家があるにもかかわらず、それらをも犠牲にせしめる、こういうことに結論はあると思うのであります。むしろそういう保証会社というものがなくとも、業者自体の信用が高まりさえすればよいのであります。アーリカ等における状態はそういうものの必要のない状態にまで至つております。ただアーリカと日本とは比較になりませんから、日本の現状としてはこういうものによつて、中小企業その他自己資産によつて十分に金融の道を開くことのできない人々を救う。そうして公共工事を完全適正に施工せしめる、こういうことで

を併用したからといつて、決してこの保証会社が成り立たない、あるいは保証会社の設立が不可能であるということは断じてならないと私は思うのであります。もしそういう現状であるといたしますならば、むしろこういう会社はなくともよいのではないか、こういうように考えるのであります。自己資産等を持つておる者を認めるにありますと、成立することが不可能な状態になり、金融の道の不十分な人々に金融の道をふさぐ、こういう御説明であるといたしますならば、これは筋道が違うのではないかと考えるのであります。が、御所見はいかがでしようか。

いう意見を申し上げたのであります。が、その点は若干補足させていただきたいと思います。これはアメリカのシステムの上においてもアメリカ自体の請負業者というものは相当の自己信用といいますか、資本力を持ち合せております。従つて建設業界の消長というのがアメリカの経済に非常に影響を及ぼすという程度にまで信用力なり、経済界に対する影響力を持つておることでござりますから、もちろん自己信用が相當高いと言わざるを得ないのであります。そういうアメリカの業界自身においても、先般も申し上げましたけれども、やはり自己保証保険というような制度を用意いたしまして、保険会社の信用力とタイアップして、結局工事の円滑な遂行をはかつて行くというふうな一つの合理主義の立場に立つて解決をしておるような状況にあるのです。そこで結論的に申し上げますと、この信用保証事業会社が業界に対する犠牲をしいることが多くて、そのためプラスになる面が少いということであれば、これはよほど問題を検討いたさなければならぬのでございまが、保険のシステムはやはりこれに加入し得る範囲が広ければ広いほど、それによる保険料率が軽減されるということは保険の上の当然の結論であります。しかし、そういう意味において保証事業会社を利用し得る業者が多ければ多いほど、低廉な保証料率によつて予想される事故率をカバーして行くことができる、こうなう建前におきまして、私はやはりこの信用保証事業会社を利用する業者の範囲をできるだけ広くするという建前に立つて運営して行かれる方法がとられる必要がある、こ

保証によつた場合に初めて出し得る、
かというふうに考えてあります。
○前田(榮)委員　自己資産を持つてお
るものも、この保証事業会社を通じてその
信用を高めて行くのだとうふうに御
説明になりましたが、これは東京、大
阪等の業者はこの保証事業会社を利用
するのに割合都合がよいと思ひます
が、九州の鹿児島方面の保証事業会社
が地元にないところのものはそら簡単
には行かないのですからこの点
につきましては見解の相違であります
から、一応日本の質問はこの程度にい
たしておきます。

准農家一町一反の者に對して、二百八万あるいは二百九万、これはどちらか忘れましたが、そういうふうに発表しておきましたけれども、農林省がそういうふうに発表するからにはやはり調達厅に對して何らかの交渉なり、打合せなりがあつたものであろう、こういうふうに考えるのであります。この点はどうなんですか。

○長岡府委員 新聞に発表しましたものは農林省の案でござります。われわれの方にも案はまわつて来ておりま。す。目下これにつきましては他の関係厅とも十分打合せでござりますので、取急いで成案を得たいと考えております。

○池田(毫)委員 農林省がそういつたような一町一反の農家に二百万以上の補償をするというような発表をするからには、やはり調達厅に對してこれでどうだらうというような相談があつてもしかるべきではないのか。あるいは調達厅の方でぐずくしておつて、調達厅の方ではなるべく安く二束三文で農地を買いたたこうといふ本い根性を持つておるので、農林省の方が見るに見かねてこいらがどうだらうといふ発表をしたのかどうか。それでなければ、調達厅の方で農林省が発表する前にこれだけの補償にしたいという発表をすべきではなかろうか。それとくすぐしてあるから、農林省の方でそういふ発表をしたのかどうか。それとくべききつについてお答えいただきたい。

○長岡政府委員 農林省の意図のほどはわかりませんが、農林省としてはかような案によりたいという意思だと想

像いたしております。われくの方も二東三文でたたこうといふ気はございませんが、この問題は、ただいまわざわざ池田委員から御質問をいただきますほど重要な問題でございますので、関係官庁と十分打合せることにいたし

感千万なことである。こうはうふうに
考えておりますか。

○長岡政府委員 この補償の問題につ
きましては、特調いたしましてもら
るべく農民に有利に決定したいとい
う希望は農林省とかわりございません。
ただあの数字がはたしてどういうふう
に決定いたしますか、これはまだ開保

出でおります。調達厅として発表できて
ないという限りではないと思いますの
で、この前私が要求いたしましたが、
それにつきましてはどうも発表でき
ぬ、わからぬ一点張りでありましたけ
れども、少し詳しい点をお答え願いた
いと思います。

提條件でなければならぬと思います。それについては全然ない。本日この法案質問を打切つて採決に入るという話でありますけれども、こういうことは私は絶対反対しなければならぬと思う。こういううばがなことはあり得ない。重ねてお伺いしたいのですが、どうしても発表できないものなのですか、全然知らないのですか、それとも知つていいけれども発表できないもの

に農地を接収するというようなことは考えられない、こういう答弁ですが、これは少し実際とは違うのではなかろうかと考えられます。実際にもつともつと莫大な農地が取上げられる、こういう見通しに私は立つものです。私のそういう見通しが誤つてあるといふならば、誤つておるといふ証拠を出してもらいたい。ところがその証拠が何もない。従つて当然この法律が出たからにはこの法律に基いて相当の農地や建物が収支されるべき見通しへこ

が協議して、決定するんですか。協議して決定するにしても、最終的に断を

○長岡政府委員 どこの案としてきたるかということは、これは特調できあるべきものでござりますけれども、こゝにうつしてお聞かせ下さい。

○池田(謹)委員 そういたしますと、それがために各関係の意向をたたしまして、十分連絡の上でないと、きめかねる問題でございます。

農林省の発表は、国民を惑わす発表である、こういうふうに了解してさしつかえありませんか。

○池田(堅)委員 話合がありましたと

卷之三

おつしやりますが、具体的な額について話合つたことがございますか。

は出ませんでした。

○池田(新)委員 それでは結局あれば

廣川が言ひ一の範囲に属するものであるといふに了解します。

次に予備作業班の委員の人が参議院

で大体この程度の農地を接収する予定

ある。在来の飛行場で存置するもの

はことことことこと、こういつたよ
うなことを発表してあるように新聞に

第一類第十六號

還されておるのであります。土地につきましては多少返還されてあるのであ

ります。本法案を施行願ひます資料
といたしましては、現在使つております
土地なり建物の数量を申し上げまし

て、御参考に供したいと存ずるのであります。従来民有地につきましては一億四千五百万坪、これを内訳によつて

みますと、原野につきまして一億二千六百万坪、宅地が百万坪、田畠が千三百万坪、その他が五百万坪、こういうこ

とになつております。建物につきましては合計百三十五万坪というものが使われてゐる次第でござります。これを

今後本法が実施されましたあとでも、われくといたしましては隨契によりまして同意の上で使うなり収用すると

いうことにいたしたいのであります
て、この法律を適用いたしますのは万
やむを得なかつたときに収用するもの

でありますから、たとえこれから使つ
土地がわかりましても、はたしてその
何割がこの法律にかけなければならぬ

かということは、今から決定的に申し上げることは不可能な次第でございま
す。

○池田(謹)委員 議論をむし返すようですが、現在まで使つてゐるものと大差ないであろうという責任ある答弁を

するからには、大差ないであろうといふ根拠があつていいことだと思うのですがあります。しかして接収するものはだ

れかといえば駐留軍です。駐留軍でない長官から大差ないということを言わられるからには、駐留軍の方から大差な

いであろうといふはつきりした言明が、あつてのことだと思はますが、どうでござりますか。

したのは、私が業務を扱つております。
○池田(著)委員 長官の單なる推定で
は、この法律がどれだけ日本国民に犠
牲をこうむらしめるかという判定の材
料にはならないと思うのであります。
従つてもつと責任ある人の責任ある答
弁がほしいのであります。ひとつ岡野國
務大臣からその点を御答弁願いたいと思
います。

○岡野國務大臣 私もはつきりわかりま
せん。

○池田(著)委員 委員長にちよつとお
願いしたいのですが、こういう問題は私
この前申し上げましたが、税率の書
いてない税法みたいなものです。幾ら
でもとることができるという法律なん
でありますから、この点につきまして
は本日の審議はわからない人から何べ
ん聞いたつてわからないのですから、
わかる人から聞きたいと思うのです。
ついで子備作業班の委員を本委員会に
に呼んで来ていただきたい、そうしてそ
の人からいろいろ／＼お聞きしたいと思
ますから、この点を語つていただきた
たします。

○松本委員長 池田君にお答えいたい
ます。詳細なことは国務大臣にはある
いはおわかりにくううと思います。
従つて他に政府委員が出ておりますか
ら、政府委員の方に御質問をお願い
いたします。

○長岡政府委員 税率のない税法だよ
うふうに先般も仰せられたのであります。
池田委員の御指摘の通りでござ
りますと、たいま行われておりま
す。予備作業班の作業が済み、合同委員会
の協議がととのいました上でございま
せんと、本法を提出することもできま

す。国防上課せられました大きな義務が遂行できませんので、先ほど申し上げましたように、今後どれだけとられるかということはわかりませんけれども、大体の見当はつくものであります。先日も申し上げました通り、土地収用法が制定せられますときにも、この収用法によつては何坪をとるのか、これは長年にわたつて適用される法律でござりますから、これによつてはつきりと何坪というようなことはわからなかつたように私は存するのであります。従つてそういう関係と同様にお考えくださいまして、本法律案を御審議願いたいと存ずるのであります。

○池田(篤)委員 ところが飛行場でありますし、農地がつぶれるのでありますから、従つて農民がどれだけの被害をこうむるかといふことは、これは国會議員として十分考えた上でなければ法律の審議ができるないというのはありました。なまなましくはなかろうかと考えるのであります。それで聞いているのですが、土地収用法にも航空保安施設のために収用ができるとある。航空保安施設といふものの中には、おそらく警察予備隊の練兵場のごときもありますが、土地収用法には反対したわけです。そういうもののが莫大に上るのであらうといふことも予想いたしまして、私は土地収用法には反対したわけです。そういうもののが莫大に上るのであるうと思います。そういうふうの人がからこの点について聞きたいと思うのですが、この問題はまず保留しておきまして、さらに初めの方からひとつ逐條的に質問をしてみたま

第三條の「適正且つ合理的であるときは」という見解であります。これが何へんも私もほかの委員もこの点について質問をしておりますけれども、この際はつきりした答弁を聞いておきたいと思うのであります。「適正且つ合理的である」という判断は最終的にはだれがきめるのか、この点について明確な答えをいただいておきたいと思うのです。これは将来土地の接収問題についていろいろ紛争があろうかと思うのであります。これはこの間の予備作業班の委員が参議院で説明した中にも相当部分的に反対がある、こういうようないふなことがあります。従つて「適正且つ合理的である」かどうかという判定をだれが何にのつとつてするのかといふことを、この際はつきり承つておきたい。そうして議事録に残しておきたい。こういうふうに考えます。くどいようであります。質問をしておきましたいと思います。

○長岡政府委員 最後の的には総理大臣の決定によるでございます。

○池田(謹)委員 そういたしますと、総理大臣は駐留軍の用に供することが「適正且つ合理的である」かという最後的な判断をいたすわけであります。それに対して駐留軍が「適正且つ合理的」でないという判断をいたしました場合には、どういうことになるのでありますか。

○長岡政府委員 駻留軍といたしましては、合同委員会を通しまして施設要求はあると思いますが、駐留軍が適正であるとか、合理的であるという決定はいたさないと思います。

○池田(謹)委員 そういたしますと、駐留軍は合同委員会においてこれく

○長岡政府委員 合同委員会におきましては双方の委員がこの土地を使いたいという問題につきまして、いろいろ協議を行います。その合同委員会の話合に基きましたものを、政府として最後に出すが出来ないかということは、先ほど申し上げた通り、最後には総理大臣の決定にまちますが、おそらく事実問題といたしましては、合同委員会で話合いのつきましたものと、内閣総理大臣の決定は合致する場合が多いものと考えるのであります。理論的には総理大臣が最後の決定をすると考えております。

○池田(謙)委員 そのところが非常にあいまいなのであります。従つてこの適正かつ合理的であるということとは、アメリカ軍が日本で行動するためには、適正かつ合理的であるということに適正かつ合理的であるということことで、多分に軍事的、戦略的、戦術的な観点からも適正かつ合理的である、そういう尺度に立つのか、それともあの農地は非常に生産量が高いから、あの農地をつぶすよりも、こちらの農地の方が原野だからこちらの農地をつぶした方が適正かつ合理的ではないかという立場に立つのか、いずれの立場に立つかをお聞きしたいと思います。

○長岡政府委員 池田委員の御指摘になりました後者の場合だと考えております。

○池田(謙)委員 後者の場合だといたしまして、それを判断する場合には、日本合同委員会でそこまで判断するの

でありますか。日米合同委員会では主として軍事的、戦略的、戦術的立場からこれ／＼の地点にこれ／＼の飛行場をほしい。こういう話合いが進められる、これが日米合同委員会における適正かつ合理的な飛行場設置の地点選定の方法であろうと思うのであります。この法律における適正かつ合理的であるといふのは、あの箇所は非常に日本国民に犠牲を与えるからこちらの方がよろしい、こういうことが適正かつ合理的だということになりますと、その間に非常な摩擦が出来て来るのではなか、その矛盾点をだれが調節するのか。どういうことになりますか。

○根道政府委員 この法案におきましては最終的にはどこまでも日本政府が決定するものであります。具体問題と要求が出て来る場合があるであります。そのときにまた具体問題といたしまして、駐留軍からいろいろなよう。そのときには非常にむづかしい。あるいは他にかわりのものをどうするといふような話合いも、事実問題としては私は将来の合同委員会において合意ができるものと考えております。しかしながらきめますことは、日本政府部内においてこの法案の規定に従いましてきめなければならぬ。これは当然の事柄であります。

○松本委員長 池田君にちよつとお願ひします。あなたは前会において本案には相当長い質疑をやついていたいております。まだあとで田中総之進君、村瀬君と、初めての方が大分控えておりますから、なるべく簡単にお願ひいたします。

○池田(謹)委員 この点は非常に重要な問題なので、むし返しのようですが、実は深く質問しておるわけありますから決してむし返しではないのであります。そういたしますと、現実に農地を接收される立場に立つた農民は、この土地はとられては困る、別な土地を接收してもらいたい、こういう豊沃な土地を接收してもらうことは反対である。こういったようなことを政府に対しても要求する、こういうようなことはやはりできますね。これを何らかの形で彈圧したりはいたしませんね。これは重要な問題です。また今後前線であなたたちと対話しことがあるかもしませんのでお聞きしておきたい。

○長岡政府委員 農地等の所有者がそのままの希望なり意見を述べます機会はたびたびあると思っております。と申しますのは、第一に予備作業班なり合同委員会で話をしますときに、現地の觀察をします。そのときにはもちろんそれが、内閣総理大臣は、土地等の使用または収用の認定に関する処分を行おうとしていたくことになろうかと思います。この点については質問はこれだけです。この点においては質問はこれだけです。この法律を審議する上で何らの参考にいたしまして第六條であります。これが、内閣総理大臣は、土地等の使用または収用の認定に関する処分を行おうとする場合において、必要があると認めるとときはこれ／＼の意見を求めることができる。できるところになつております。この点についても十分見なれておりまして、しなくてもよいのです。この法律にはこう書いてあるけれども、実際はしないのだ、こういう答弁は、これはすべての法律の審議がそういうふうに行われているのであります。この法律にはこう書いてあるけれども、保障にもならないのであります。

○池田(謹)委員 法文がそういうふうになつてあります以上は、意見を聞くことになりますというだけでは、この法律を審議する上で何らの参考にいたしまして第六條であります。この法律にはこう書いてあるけれども、実際はしないのだ、こういう答弁は、これは全然信用すべきではない。それを行なつておきます。将來そうでない場合は、第一に予備作業班なり合同委員会で話をしますときに、現地の觀察をします。そのときにはもちろんそれが、内閣総理大臣は、土地等の使用または収用の認定に関する処分を行おうとする場合において、必要があると認めるとときはこれ／＼の意見を求めることができる。できるところになつております。この点についても十分見なれておりまして、しなくてもよいのです。この法律にはこう書いてあるけれども、実際はしないのだ、こういう答弁は、これは全然信用すべきではない。

○池田(謹)委員 第四條の「調達局長は、この法律により土地等を使用し、又は収用しようとするときは、」このとおり希望を述べる機会は多分にあると存じております。

○池田(謹)委員 第四條の「調達局長は、この法律により土地等を使用し、又は収用しようとするときは、」このとおり希望を述べる機会は多分にあると存じております。

○長岡政府委員 この点につきましては、本日午前中に參議院の建設委員会において、私がこう質問しました。「この政令が廃止されますのは講和條約が効力を発生してから九十日を経てからであります。九十日を経るま

考えでございます。

○池田(慶)委員 これはやはり非常に問題になる点だらうと思います。前は自由契約であつた。自由契約であつたにもかかわらず、期限が切れたので法律でもつてこの期限を延長しようといふような、そういう強制権を持たせる

ことは非常に不适当な点であらうと思ひます。

私はこれで質問を終りますが、最後に委員長に再度要求をおきたいと思ひます。先ほどからお聞きの通り、政

府委員の答弁では、この法律がどうい

うふうに、どれだけの範囲において施

行されるかといふ点がきわめてあいま

いです。

私は非常に大きな問

題でありまして、農林委員会等におき

ましても、建設委員会と連合審査をや

りたいといふような要望もあるや聞

いております。それほど大きな問題な

のでありますし、あるいはまた農林省

においては、一町一反の農家に二百万

円くれるというようなことも新聞紙上

に発表しておるのでありますから、は

たしてその真偽のほどはどうであるか

といふ点について、農林大臣の出席を

求めてお聞きするようなことも必要で

あります。

さらにまた予備作業班の委員にも出席してもら

つて、どの程度の農地、建物が収取さ

れる見通しであるか聞かなければなら

ぬこういう点も聞かないで、この法案

の質疑を打切り、あるいは採決すると

いうようなことは、委員長としてはぜ

ひとも避けていただきたいと、いうこと

を強く要望いたします。そうして本日

の十分な討議を盡した上で、さらにま

た農林大臣あるいは予備作業班の委員

を本委員会に呼んで質疑を施行するよ

うにこの委員会を運営していただきた

いということを強く要望いたしました

て、私の質問を終りたいと思ひます。

○松本委員長 池田君の御意思はよく

わかりました。御趣旨のほどは討論で

十分お述べ願いたいと思います。

次は田中誠之進君。

○田中(誠)委員 私の質問の第一点は、岡野国務大臣及び建設大臣に対するこの法案提出の経緯についての問題

であります。先ほどからお聞きの通り、政

府委員の答弁では、その問題をあとまわしといつしま

して、事務当局の方に若干の質問を行

たしたいと思ひます。

まずお伺いいたしたいのは、ただいま

までお伺いいたしましたが、われ

く、その問題をあとまわしといつしま

して、事務当局の方に若干の質問を行

たしたいと思ひます。

でございますけれども、まだ大臣がお見

たま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

ま

○田中(綱)委員 その九十二億円といふのは、防衛分担金の六百五十億の中に入つておるのでありますか、それとも安全保障の関係の五百六十億の中に入つておるのであるか。その点を明らかにしていただきたいということが一
点。

○長岡政府委員 御質問の第一点の九十二億は六百五十億の部と承知いたしております。それから今後この新しい基準によりまして、ことにこの取用法が適用になりますと附近の地代によりまして委員会で決定されるのでございますが、随契によりますときもこの法律の趣旨と同じように措置いたしたいと考えであります。従いまして九十一億では足らぬじやないかという御懸念も生ずるわけでございます。これにつきましては先ほど長官からも申し上げました通り減るものもあります。どうしても足ら

ないという場合にはさらに予算的措置をとつて権利者に迷惑を及ぼさないようにいたしたいと考えております。なお土地なり家が解除になりました場合の補償という問題は、別途の金から、善後処理費からおそらく支出されるものと考えております。

もやはり提案の経緯等と関係を持ちますが、これすけれども、いかがなものであります。どうか、日本政府の責任において収用したものに対する補償等を行うというふうな関係で、予算的な措置も講じてはいるということが明確になつた以上、現行の土地収用法、あるいは本国会にすでに提出されたかどうか存じませんけれども、かりに修正案が提出されるといったしまして、従来からあります土地収用法によって十分この目的は達することができるのではないかと思うのであります。行政協定に基いて特にこの法

案を出されたたといふことについては別に何かほかに根拠があろうかと思うのであります。が、その点はいかがですか。

○長岡政府委員 この点につきましては田中委員の御不在のときにたび々申し上げた問題でござりますが、簡単

が、この「逕帯なく」というのは時間的に大体どういうことになるか、こういう意味合いであります。それでないと附則の関係の六箇月の一使用ということにも関連を持つて来るという意味合いにおいて私はお伺いいたしておるのであります。「逕帯なく」というのは通常の法律上の用語として解釈していないのか、大体駐留軍の関係というのは当然軍事的な必要でありますから、時間的に相当短かい期間を要求されると思います。そういう関係からこの第5條に総理大臣の収用または使用の認定についての時間的な制限を設けたの

たは収用の認定を遅滞なく行なわれねばならないという規定がございまが、この遅滞なくということが、先ほど池田委員の最後の質問にありました附則の二の場合の安保條約の効力発生後九十日以内はいわゆる占領の継続的な性格の意味で、かりに話がまとまら

先ほど長官が申されました通り、交換公文とこの法律とは直接の関係はございませんが、たゞ六箇月の猶予がありまするならば、大体におきまして話合いもつき、合同委員会の決定もその間にはつくことと思います。この交換公文においては話合いがつかぬものは、そのまま続けて使うということがあります。もしそれを続けて使うということが必要であるということになりますならば、この六箇月と申しますのは、一時使用することができますのことは、規定したのでございますから、さらに続けて提供することが必要だということになりますして、本法によりまして、さらに収用いたしますならば、国際信義に反するような問題は起らずに済むものと私は了解いたしております。六箇月といたしましたのは、ただいま申し上げましたような関係で、土地収用の話合いがつかぬで、やむなく強制手続をとることになりますならば、相当の日数を要しますので、その間に契約のギヤップのできることも防がねばなりませんので、かような規定を設けまして、一時使用することができる、こういう立案をいたしました次第でございます。

きな問題でありますて、私はもうこれ以上本日は申し上げません。

ただ六箇月という点を別に考えてみますと、私はこういう単独法で、もうみんな返してもらえると思つておるのに、六箇月にせよ、一箇月にせよ、また主權を束縛されるということは、法律による以上、道義的にどうかということは、いろいろな問題を残しておると思います。これは二箇月でなぜやらない。収用ができるものならば、一箇月でもよいではないかとうような問題も残るのでありますて、これには大きな問題が含まれておると思いますが、本日はこの程度にいたしておきます。なおこの問題について、岡野大臣にきらりお考えがあれば、お聞かせ願いたい。御答弁がなくてあけつこうでござります。

○松本委員長 池田君は関連の御通告ですが、あなたのは三回目ですから、至つて簡単に五分間ということに願います。

○池田委員 まことに氣の毒ですが、関連して質問したい。ところは一九四五年連合軍指令四五号で、進駐軍労務者が連合国軍に雇われてあります。これが講和條約が効力を発生するといふことになりますて、駐留軍労務者に切りかえられるわけであります。従つて一九五二年の四月二十八日で一旦退職いたしまして、それから駐留軍手当が何でも計算証書の紙べらで渡され、実際には現金で渡されない、ことになるのでありますから、ここぞいういう話があるのであります。この点についてははどういうわけでそういうこ

おいても、国警に転換する場合には、当然退職手当をもらつて、国警の職員になつておるわけあります。これが現金はもあらず、証書で渡され、将来駐留軍労務者をやめるときには現金化するという話だそうであります。こういう実事があるかどうか。しかもこの意味はどういうわけであるか。これが第一点。

第二点として、この駐留軍労務者は日本政府が雇用主となつて、駐留軍に提供するのであるかどうか。従つてその場合の身分関係はどういうことになるのか。特別職になるのか、一般職になるのか。

第三点は、これらの駐留軍労務者に對しましては労働三法の適用があるのであるのかどうか。四月の八日でありますたから、あちらの方から、進駐軍労務者の労働組合はどうなどをまいてはいけない、集会の通知状も出してはいけない、集会もしてはいけない、こういつたような通知が出でておるようになりますが、そうなりますと、今出でおりません日本国とアメリカ合衆国との間の行政協定に伴う土地使用に関する法律が適用される土地内におきましては、労働組合なら労働三法の適用を受けないのですから、いわんやこういふ地城内において多少耕作に從事する農民も出ると思うのであります。そいつた者の人権といふようなものはどういうことになるのか。

こういう三つの点について質問しておきたいと思います。

○根道政
府委員 ただいまお尋ねの、講和條約の効力の発生後、身分の切れかえがある。そうして退職する場合の

退職手当をどうするかということです。さ
いりますが、ただいま考えております
ところは、組合側とも十分話し合いをして
いたした上においてほぼ成案を得ております
のであります。これは譲和発効後はも
ちろん連合軍に対する労務者ではあ
りませんので、駐留軍に対する労務者
の特別職たる身分をはずしてしまふ。
となることは当然でござります。
の隣身分を切りかえ、現在は公務員
の中の特別職になつておりますが、そ
の特別職たる身分をはずしてしまふ。
これが労働組合等の希望であります。
またそれに伴いまして、身分がかわる
のだから、退職手当も払つてほしいと
いう希望がござります。しかし退職手
当を一度に払うことは、財政上の負担
も容易ならぬものがあります。この点
は労働組合も十分に了承しております
て、そのときには当然やめもらへば
きものを明確に保障してくれればいい
といふことでございましたので、近き
将来に何か一応の法律等をもつて、身
分の切りかえと同時に、それらの保障
もするような措置を講じたいとせつか
く準備中でございます。この点につき
ましては私たち労働組合とも円満に
話し合いを進めまして、かつ政府関係部
内におきましてもよく了承しておる次第
であります。またこの労働者は現在
でも政府雇用のものであります。まち
今後におきましても、やはり政府の雇
用であることには変わりありません。
日本政府が雇用主でありまして、労務
者は被用者であります。その間の関係
においては労働三法等の適用があるこ
とは当然であります。

動ができないなどというわけでは毛頭ございません。ただいま職場が軍の特別の場所の中にあるわけでありますと、その中ににおいてそういう組合活動あるいは特殊な行為を、しかも時間中におこしてすることは、就業規則上できないことに相なつております。これは労働三法等の適用の問題を離れた問題であらうと思うのであります。

○池田(憲)委員 労働組合も計算証書で渡されることを了承しているというは電話であります。私は労働組合の人と会つたのであります。そういうことはない、特調の方で実は無理押しにそういうことを計画しておるんだ、こういうふうに聞いておるのであります。が、この点は私の方でもつとよく調べまして、はたして労働組合が了承したものをかどうかを聞いて、その上で質問してみたいと思います。

それから身分を持別職からはずすといふことも労働組合の希望だと申しますが、この点につきましても、もつと詳しく述べる労働組合の方の意向を聞いてみたいと思います。

最後の点の労働三法適用の問題であります。もちろん駐留軍の労務者でありますから、駐留軍のいる所で働くのです。かといえども、そこは飛行場であり、他の基地であります。それ以外に駐留軍労務者の働く職場はないわけではありません。こういう人たちが労働三法の適用は受けるのだけれども、基地内においては労働運動をやつてはならぬことがあります。こういう人たちが建設省の労働組合があります。その建設省の

労働組合の事務所は建設省の庁舎内に

あります。庁舎内においては中央執行

委員会の開催は自由であります。とこ

ろが基地内においてはそれをやつては

いかぬということになりますと、労働

三法の適用がないものである、まつた

く人権を無視されたものである、これ

は日本人でありながら日本人の特権を

享受し得ない奴隸である、こういうふ

うに結論づけられると思うのであります

が、この点はどうなのでございます。

か、お伺いしておきたいと思います。

○根道政府委員 今の組合活動の程度

の問題であります。ただいままで労

働者等もよく承知しております。

基地内のような特殊な所におきまして

は、いわゆる組合活動というものを目

立つてやらぬことに相なつております。

なおその実情につきましては、労

務部長等がおりますときに、実例をも

つて別の席で御返事をさせたいと思ひます。

○松本委員長 これにて本案に関しま

する質疑は終了いたしました。討論採

決は次会に譲りたいと思ひますから御

了承をお願いいたします。

なお次会は明二十六日午前十時より

開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十六分散会

昭和二十七年五月一日印刷

昭和二十七年五月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所